

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

市町村名	笠岡市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
定住促進センター	○		○		毎月第2土曜日	市役所ZOOM	随時	オーダーマイド	○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
定住促進センター	中嶋 一貴	0865-69-2377

2 移住専門相談員の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	名称	氏名	連絡先
		移住相談員	品川亜弥・村上泰恵子	0865-69-2377
		主な業務	空き家バンク・移住支援	

3 お試し住宅の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
		平成26年度	2戸	2~30日	33組60人	2組4人

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】 空家や市内の主要施設の案内、先輩移住者、農業者、漁業者との面談など

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	移住・多拠点生活希望者用 お試し住宅	市内への移住やリモートワーク、起業等による多拠点生活を希望している個人又は市外に本拠を置き市内へのサテライトオフィス開設等を検討している企業若しくは団体に対して、市での生活体験や仕事体験ができる住宅を最長2日以上30日以内(1回まで延長可)貸与する。	○使用料 1,000円/1日(光熱費込) ○利用可能期間 2~30日(延長1回まで)
起業	新規創業者支援事業	新規創業者の創業による賑わいの創出に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 ・新規創業者 事業を営んでいない個人であって、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。 ・補助対象経費 新規創業に際して必要な次に掲げる経費 (1) 店舗等の新築、改装に係る経費 (2) 機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費 (3) 特殊車両、工具、備品の購入に係る経費 (4) 広告宣伝費	・補助率 都市機能誘導区域内での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 ・補助金交付限度額 100万円
	空き店舗等活用事業	新規事業者等の空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 ・新規事業者等 新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人、個人事業者として市長が認めたものをいう。 ・補助対象経費 空き店舗及び空き家等を活用するために必要な次に掲げる経費 (1) 店舗の改装に係る経費 (2) 機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費 (3) 特殊車両、工具、備品の購入に係る経費 (4) 広告宣伝費	・補助率 都市機能誘導区域内での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 ・補助金交付限度額 100万円
就農	農業次世代人材投資事業	次世代を担う農業者(50歳未満)となることを志向する者に対し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(3年以内)を支援する資金を交付する。 【就農準備資金】 都道府県等が認める研修機関で研修を受ける就農希望者に、最長2年間交付。 【経営開始資金】 新規就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、最長3年間交付。	【準備型】 年間150万円 【経営開始型】 年間最大150万円
	就業奨励金支給事業	市内で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。 ・市内に住所を有すること ・将来にわたり専業(年間従事日数がおおむね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志及び条件を有すること ・年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること	○奨励金:10万円/人
	かさおか元気人応援金	笠岡市独自の支給制度。就業奨励金支給事業の対象者ではないことを条件として次の者に支給する。 A: 40歳以上で帰農して5年以内の農業者を支援 B: 認定農業者を10年以上支える配偶者(内助の功)を支援 C: 女性の就業を支援	A: 5万円 B: 5万円 C: 10万円

住宅	住宅新築助成金	市内への住宅建築を推進し、子育て世代の定住促進を図るため、一定の条件を満たした人を対象に最大70万円の住宅新築助成金を交付する。 平成28年4月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。	助成対象経費の10/100 (上限70万円) 登記完了時における中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)
	住宅リフォーム助成金事業	地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅等のリフォームを行う場合に、対象工事経費の一部を助成する。令和4年7月申請分から、良質な住宅ストックの形成を促進し、安全・安心なまちづくりの実現を図るため、助成対象住宅を建築確認済証の交付を受け、耐震性が確保されている住宅とし、笠岡市立地適正化計画に定める居住誘導区域内の住宅の工事には助成金の加算措置を設けている。また、耐震改修工事と同時に実施する場合は、助成率・助成額を嵩上げしている。	○建築確認済証の交付を受け、耐震性が確保されている住宅が対象 助成対象経費の10/100 ※上限20万円(居住誘導区域内の場合最大5万円加算) 【耐震改修工事と同時にリフォームを行う場合】 助成対象経費の50/100 ※上限70万円(居住誘導区域内の場合10万円加算)
	笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	市内の空き家の利活用を促進し、本市への移住者及び定住人口の増加を図るため、市が運営する空き家バンク制度の登録物件の所有者及び登録物件を購入又は賃借した者に対し、助成金を交付する。	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度
	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境を保全するとともに、不動産市場への流通を促進することにより、本市への定住人口の増加を図るため、老朽空き家の所有者が老朽空き家を解体撤去し、解体撤去後の土地を市が運営する空き地バンク制度へ物件登録する場合に助成金を交付する	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり (1)居住誘導区域内 50万円 (2)その他の区域 30万円
子育て	保育所等保育料減免制度	幼児教育・保育無償化制度により、3歳以上児(4月1日現在)及び市民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無料。 さらに、保護者の経済的負担を軽減し就労しやすい環境を作るため、市独自基準で保育料の全額または一部を減免。	第2子 最大で全額減免 第3子 全額減免
	副食費免除制度	幼稚園・保育所等の保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準による免除に加え、市独自で第3子以降の副食費を免除。	第3子以降 免除
	風しん予防接種償還払い補助金	妊娠を希望する女性とその配偶者等の同居者が風しんの抗体値が不十分である場合、風しん予防接種の補助を行う。	風しんワクチン 6,000円 MR(麻しん風しん混合)ワクチン 10,000円
	不育治療支援事業	不育で悩む夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	補助率1/2(限度15万円/回) 一対象者6回(90万円)まで
	妊婦歯科検診事業	妊婦が歯科検診を行うことで、虫歯の早期発見。早期治療を目指す。	全額市負担※治療費は利用者負担
	妊産婦医療費助成制度	妊娠期にかかる疾病のうち、妊娠貧血、産科出血、切迫流産・早産にかかる治療費を助成する。	補助率10/10(限度8万円/1回の妊娠)
	産後ケア	産後1年未満の母子で、育児の協力者がいない等育児支援が必要な方に、宿泊・日帰り・母乳相談などのサービス利用料の一部を助成する。	宿泊・デイサービス:利用料の8割。ただし上限20,000円 母乳相談:1回当たり 2,500円(初回4,000円)
	おたふくかぜ予防接種	おたふくかぜの予防接種を行う場合、助成制度を行う。	一人1回のみ 3000円
	kasaokaすくすくログ	スマートフォンやパソコンを使って、妊娠期～乳幼児期にわたる健康管理情報(健診・予防接種など)を入力し、健康状態を把握・管理することが出来るウェブサービス。乳幼児健診等の案内や、月齢に応じた育児に関する情報をタイムリーに知ることができる。	
	はびナビ	市内のイベントや講座の紹介をインターネットで公開している。メールマガジンの配信も行っている。	
	子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、妊娠・出産・子育てに関する相談支援を充実させた「子育て世代包括支援センター」を笠岡市子育て支援課内に開設。	
	子育てコンシェルジュ	笠岡市の子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育てコンシェルジュ」として配置。様々な子育て、教育に関する相談に対して、その方にあったサービスを紹介する。	
	びゅあそーる	発達障がい・障がい児を育てている保護者、子どもの育ちに不安を感じている保護者、不登校の子供を育てている親などを対象に、子どもと遊べる場所を提供している。	
	ファミリーサポート事業	育児を応援してほしい人と応援したい人を結び続けることにより、地域のなかで育児の相互支援を行うお手伝いをしている。 対象児童 生後3か月～小学6年生 利用料:平日日中 600円/時間 上記以外の曜日・時間 800円/時間 軽度の病気の場合 800円/時間	
児童館	子どもが遊びを通して体力・持久力・想像力・社会性を高め、情操を豊かにし、生きる力をはぐむ事を目的として、児童館を設置している。(運営は委託)		
放課後児童クラブ	両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちが楽しく健やかに育つために、学校・家庭・地域の協力のもとに、地域ぐるみの活動として実施している。 市内 15クラブ		
子ども医療費公費負担制度	高校生以下の子どもの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する。 ※中学生は入院・外来ともに対象、高校生は入院のみ対象 ※予防接種・入院時の食事代等は対象外		

その他	移住支援金の支給	東京23区から笠岡市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算される場合があります。
	多世代同居等支援事業	市内で親等と子や孫が多世代(二世帯可)で同居、又は1km以内に近居するための住宅の取得や転居等の費用の一部を助成する。ただし、多世代を形成する子等世代は50歳以下とする。 ・転居に係る引越費用として距離に応じて最大10万円(単身者は1/2) ・建物取得の場合は、登記費用との一部として、賃貸住宅の場合は礼金と仲介手数料の一部として5万円	最大15万円 (引越費用10万円、 登記費用等5万円)
	新婚世帯家賃助成金事業	市内賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し月額1万円を上限に最長2年間(24月分)、市内共通商品券により家賃の助成を行う。	最大24万円 (最大月額1万円)
	アレルギー対応	保育所・こども園:入所・入園前申請要、アレルギー源の除去、代替食有り 幼・小中学校:入学前申請要(途中でも対応可能)、アレルギー源7品目の除去、主食・主食の代替	